

紫波町管理型浄化槽整備事業

業務要求水準書



平成17年6月27日

岩手県紫波町

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	事業の推進に関する事項
第 3 章	設置工事に関する事項
第 4 章	維持管理に関する事項
第 5 章	業務実施状況の監視に関する事項
第 6 章	その他の事項
別紙 1	「町と P F I 事業者のリスク分担の基本的な考え方」

第1章 総則

1 業務要求水準書の適用

本「業務要求水準書」は、紫波町（以下「町」という。）が、「紫波町管理型浄化槽整備事業」（以下「本事業」という。）をPFI事業として実施するに当たり、町が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第2条第5項に基づいて選定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）に要求する業務水準を示すものである。

2 事業実施の基本

本事業は、「紫波町管理型浄化槽条例」（平成17年紫波町条例第10号、以下「条例」という。）に基づく町管理型浄化槽の整備事業を、PFI法に基づくPFI事業として実施するものである。

本事業は、PFI法に基づき、整備区域内においてPFI事業者が浄化槽を建設し、完成後、町が浄化槽を買い取りった上で、事業期間中における当該浄化槽の維持管理等業務を当該PFI事業者に委託して実施させる方式、いわゆるBTO（Build, Transfer and Operate）方式により実施されるものである。

本事業の実施に当たってPFI事業者は、本事業が公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を図ることを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、町は、本事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、PFI事業者と対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

3 遵守すべき法令等

PFI事業者は、本事業を実施するに当たって、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。下記にその主なものを掲げる。

- ・ 紫波町管理型浄化槽条例
- ・ 浄化槽法
- ・ 建築基準法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 上記法等に関連する施行令、施行規則、及び省令、通知、通達等
- ・ 浄化槽整備事業国庫補助制度関係通知
- ・ 紫波、稗貫衛生処理組合規約等
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針及び同解説
- ・ 浄化槽の設計・施工上の運用指針
- ・ その他の関係法令

4 国庫補助制度への対応

本事業で設置された浄化槽については、環境省所管国庫補助事業である「浄化槽市町村整備推進事業（民間資金活用型社会資本整備事業）」の制度を利用して、町が一定期間後買い取り事業を実施することを予定しているものである。従って、P F I 事業者は、本事業の実施に当たっては、この国庫補助事業が円滑に執行できるよう留意する必要がある。この国庫補助事業については、環境省から詳細な情報が提供されているので、それを参照すること。（「浄化槽市町村整備推進事業費（民間資金活用型社会資本整備事業）の国庫補助について」[環廃対第 418 号平成 14 年 4 月 30 日[一部改正 環廃対発第 040629004 号平成 16 年 6 月 29 日]環境事務次官通知]）

なお、この事業の国庫補助制度について、重要な変更があった場合は、このことによる本事業のスキームへの影響を最小限にするよう、町及び P F I 事業者は互いに協力し、本事業の継続に努力するものとする。

5 官公署等その他関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等その他関係機関への申請手続き等で、P F I 事業者が必要とする事項については、P F I 事業者の責任において行うこと。

また、町が行うべき手続きについては、手続きに必要な書類・資料等の作成について、P F I 事業者は全面的に協力するものとする。

6 P F I 事業者の権利義務等に関する制限

町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

本事業を遂行するため、S P Cに出資を行った企業は、本事業が終了するまで S P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

第2章 事業の推進に関する事項

1 設置基数の目標

浄化槽の建設業務については、P F I 事業者は、契約日から5年間の間に、累計1,000基の浄化槽の設置工事を完了させるものとする。（人槽別内訳は問わない）この目標を達成するため、町はP F I 事業者に積極的に協力するものである。

表1 管理型浄化槽整備予定基数の内訳

人槽規模	設置目標数
5人槽	200
7人槽	770
10人槽	30
合計	1,000

2 目標とする浄化槽の機能

本事業で設置される浄化槽は、B O Dの除去率が90%以上、放流水質のB O Dが20mg/L（日間平均値）以下となる機能を有するものでなければならない。

また、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会より、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されているものでなければならない。

この機能を上回る機能を有する浄化槽の提案も歓迎するものである。

3 住民への周知・P R

P F I 事業者は、本事業の効率的推進のため、住民への周知・P Rを行うものとする。周知・P Rの主たる内容は次のとおりであるが、この他、応募者からの多彩な提案を求めるものである。

- (1) 本事業における町、P F I 事業者、住民との関係、それぞれの役割
- (2) 地域の生活環境改善のために、浄化槽の設置の必要性
- (3) 浄化槽の設置工事の概要
- (4) 浄化槽の設置工事と併せて住民が任意に実施する家屋改良工事の関係、費用負担方法、権利関係
- (5) 浄化槽の使用法、使用上の留意事項
- (6) 適正な維持管理を確保するための住民等の協力体制

4 事業の効率的推進のための措置

本事業の効率的推進のためには、設置工事における住民負担の軽減が最も効果があると考えられる。このため、設置工事費、家屋改良工事費、維持管理費等全般にわたる住民負担の軽減について、国庫補助の基準額、現状の維持管理コスト等にこだわらない提案を、広く応募者から求めるものである。

5 PFI事業者の目標達成に対するインセンティブ措置・ペナルティ措置

本事業は、民間のノウハウを活用することにより、浄化槽の建設業務並びに建設され、又は寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務の実施等を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施することを目的としている。このため本事業においては、PFI事業者に対して、できるだけ定量的な数値目標を設定し、その目標達成のためのインセンティブ措置、ペナルティ措置を契約書に規定することとしている。その基本的な考え方は次の通りである。

- (1) 各年度における買い取り費用については、設置基数が当該年度の数値目標を上回れば報奨金、下回れば買い取り価格を減額する。
- (2) 各年度における維持管理委託費用については、維持管理水準が当該年度の数値目標を上回れば報奨金、下回れば委託費を減額する。

その目標達成のためのインセンティブ措置、ペナルティ措置について、上記の考え方にそった具体的な提案についても歓迎するものである。

第3章 設置工事に関する事項

1 設置工事の実施

- (1) P F I 事業者は、浄化槽法及び廃棄物処理法等に基づき、管理型浄化槽の設置工事を実施するものとする。
- (2) P F I 事業者は、自らの責任と費用負担により、浄化槽の調査、設計、工事について、当該浄化槽の設置申請者と協議し、その結果に基づいて工事計画書を作成し、設置申請者の同意を得て設置工事を実施するものとする。
- (3) P F I 事業者は、設置申請者の同意がなければ、当該浄化槽の設置工事に着手してはならない。
- (4) P F I 事業者が、P F I 事業に係る設置工事に併せて、設置申請者の希望により、設置申請者の負担による浄化槽関連家屋改良工事を請負う場合、当該浄化槽関連家屋改良工事は適正な価格で請負わなければならないものとする。

2 設置工事の手続き

- (1) 浄化槽の設置申請者は、P F I 事業者との協議の結果、浄化槽の設置工事に同意した場合、P F I 事業者を経由して、浄化槽法に基づく設置届を岩手県（保健所）に提出し、条例に基づく浄化槽設置申請書を、県（保健所）に提出した設置届の写し、及び放流先の許可等が必要な場合は放流許可書等の写しを添付して町に提出するものとする。
- (2) (1)において、建築確認が必要な場合は、その手続きの書類の写しとする。
- (3) 町は、提出された添付書類に基づき浄化槽の設置届が岩手県等において受理されたことを確認した後、当該浄化槽の設置申請書を受理するものとする。
- (4) 町は、上記設置申請書を承認した場合は、P F I 事業者に対し、速やかに設置工事に着手するよう指示するものとする。
- (5) P F I 事業者は、速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、設置工事契約を締結する。
- (6) 設置申請者は、同時に、浄化槽の設置に必要な用地について、町と無償貸借契約を締結するものとする。この契約においては、P F I 事業者が町の事務を代行するものとする。
- (7) 設置申請者は、P F I 事業者が当該浄化槽の設置工事に着手するまでの間に、条例に定める分担金を納付するものとする。
- (8) P F I 事業者は、設置工事契約に基づいて、自らの責任により設置工事を実施する。完成した浄化槽施設は、町の完了検査を受けなければならない。完成した浄化槽施設は、設置申請者が所有する部分を除き、P F I 事業者が

所有する。

3 設置工事の検査

- (1) 管理型浄化槽の設置工事に関し、町が通常の公共工事において行う中間検査及び完了検査に相当する内容の検査を行うものとする。
- (2) P F I 事業者は、上記完了検査に合格した浄化槽について、町による完了検査の実施を要請するものとする。
- (3) 町は、上記要請に基づき、当該浄化槽の町による完了検査を行い、完了検査に合格した場合は、完了検査合格書を P F I 事業者に交付するものとする。
- (4) P F I 事業者が実施する工事検査及び町に提出する検査報告書類は、「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」(平成元年 2 月 8 日衛浄第 8 号通知) に準じるものとする。
- (5) (1) の検査については、町から外部のコンサルタント等に委託する場合もある。

4 設置工事におけるリスクの分担 (別紙 1 参照)

- (1) 本事業に対する国庫補助制度の変更等に起因して本事業スキームに重要な変更が行われた場合、これに起因する事業の遅延等の責任は町が負うものとする。
- (2) 住民への周知・設置推進の P R 等の責任は、P F I 事業者が負うものとする。
- (3) P F I 事業者が行う設置工事实施のために行った調査、設計の不備及び誤謬等から生じる責任、並びに、これらに起因する修繕費用、増加費用及び事業工程の遅延等にかかる責任は、P F I 事業者が負うものとする。
- (4) 浄化槽の設置工事の実施に伴う各種トラブル (法定手続き、工事計画、工事費算定、近隣騒音などを含む) 処理に関わる責任は、P F I 事業者が負うものとする。
- (5) 契約解除の不可抗力事由とならない程度の工事期間中における自然災害による設備損壊に関わる責任は、P F I 事業者が負うものとする。
- (6) 浄化槽の設置後、規模変更、負荷量変更のため、当該浄化槽の撤去、新設が必要となったことの責任は、原則として、町が負うものとする。但し、それに関して P F I 事業者の判断に過失があった場合は、P F I 事業者はその限度に応じて、町に損害賠償する責任があるものとする。
- (7) 浄化槽の完成後、買い取り前に、転居、死去等のため、浄化槽が使用されなくなり、買い取りの必要性がなくなったことの責任は、原則として、町が負うものとする。但し、それに関して P F I 事業者の判断に過失があった場合は、P F I 事業者はその限度に応じて、町に損害賠償する責任があるものとする。

とする。

- (8) 事業者は、第三者賠償保険に加入するものとする。この保険は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。
- (9) 事業者は浄化槽に異常が生じ、その原因者が明らかでない場合に、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとるために、(社)全国浄化槽団体連合会の機能保障制度（保険）に加入することを原則とする。

第4章 維持管理に関する事項

1 維持管理等業務への移行手順

- (1) 町は、設置工事の完了検査合格書を発行した日をもって、P F I 事業者から、当該浄化槽の使用権を取得するとともに、P F I 事業者から当該浄化槽の維持管理等業務を委託するものとする。P F I 事業者は町からの委託に基づいて、直ちに、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づき、当該浄化槽の維持管理等業務を適切に実施するものとする。
- (2) 町は、完了検査合格書発行後、速やかに、町条例に基づき、当該浄化槽が使用可能になったことを、P F I 事業者を通じて、設置申請者に通知するものとする。
- (3) 設置申請者から提出される使用開始届は、P F I 事業者を通じて、町に提出されるものとする。
- (4) 町は、使用開始届受理の日から、条例に基づき、設置申請者から使用料を徴収するものとする。

2 浄化槽の所有権移転

- (1) 町は、原則として、会計年度末において、当該年度にP F I 事業者が完成させた浄化槽を全て買い取り、当該浄化槽の所有権を移転するものとする。
- (2) 町は、買い取りに当たっては、対象浄化槽に係る竣工図、浄化槽整備台帳などの関係書類をP F I 事業者から提出させ、その構造、機能が適正であることを確認するものとする。
- (3) 町は、浄化槽買い取り事業を実施するに当たって、国庫補助を申請するとともに必要財源の残余分（受益者負担分を除く。）については町債（起債30年償還とする。）を発行し、支払い財源とする。

3 維持管理等業務の実施

- (1) P F I 事業者は、所有権移転後においても、引き続き、町からの委託を受けて、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づき、当該浄化槽の維持管理等業務を適切に実施するものとする。
- (2) P F I 事業者は、上記のほか、町が、町民（個人に限る。）が設置した浄化槽の寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務についても、町からの委託を受けて、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づき、当該浄化槽の維持管理等業務を適切に実施するものとする。
- (3) 維持管理等業務の対象となる浄化槽の目標基数を、表2に示す。

表 2 維持管理目標浄化槽数の内訳

人 槽	設置目標浄化槽数	既設浄化槽数	合計浄化槽数
5 人槽	200	38	238
7 人槽	770	192	962
10 人槽	30	153	183
合 計	1,000	383	1,383

4 維持管理等業務におけるリスクの分担（別紙 1 参照）

浄化槽の使用料の未納付者に対する責任は、町が負うものとする。使用料未納付者の浄化槽であっても維持管理は不可欠であるので、町は維持管理等業務を P F I 事業者へ委託するものとする。

5 浄化槽汚泥の処理処分

浄化槽清掃の際に発生する浄化槽汚泥は、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処理処分するとともに、コスト縮減に努めるものとする。

浄化槽汚泥は、紫波、稗貫衛生処理組合で処理処分することを基本とするが、施設の老朽化や浄化槽汚泥の処理能力の限界という問題を抱えている。P F I 事業者は、本事業期間中に、浄化槽汚泥の処理処分方法が変わる場合があること想定しておく必要がある。

また、浄化槽汚泥の処理処分方法について、効果的、効率的な提案も期待する。

第5章 業務実施状況の監視に関する事項

1 監視の方法

- (1) 町は、P F I事業者の浄化槽の建設、維持管理等業務の実施に関し、いつでもP F I事業者の説明を求め、必要に応じて現場で確認することができるものとする。
- (2) P F I事業者は、町が本事業の実施状況に関する情報を把握することができるコンピュータシステムを構築し、P F I事業者の費用で町に提供するものとする。
- (3) P F I事業者は、毎年、4月10日までに、当該年度における浄化槽等のホシュ点検、法定検査計画書を作成し、町に提出し、同意を得るものとする。
- (4) P F I事業者は、毎年、3月末日までに、前年度の業務に関する実績報告書を作成し、町に提出するものとする。
- (5) 町は、P F I事業者が本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを確認するため、P F I事業者の毎決算期終了後に公認会計士等による監査済みの財務書類を提出させるものとする。
- (6) 提出させる財務書類は、商法第281条第1項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書、及び利益処分案または損失処理案並びにこれらの付属明細書とする。
- (7) P F I事業者は、収集した個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に準じて処理するものとする。

2 監視結果の評価

- (1) 町は、P F I事業の実施状況、P F I事業者の履行状況を評価するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。
- (2) 監視結果の評価項目のうち、本事業に係る契約書のインセンティブ条項、ペナルティ条項に関連する評価項目において、P F I事業者が町の評価に異議がある場合は、第三者による裁定を求めることができるものとする。
- (3) 業務のモニタリングの結果、別途定める基準によるサービス水準が達成されない場合、P F I事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

第6章 その他の事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とPFI事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア PFI事業者の提供するサービスが本要求水準を下回る場合、その他事業契約に定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は、PFI事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。PFI事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は、事業契約を解除することができるものとする。

イ PFI事業者が倒産し又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であると、合理的・客観的に判断される場合、町は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ ア又はイにおいて、町が事業契約を解除した場合、町とPFI事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、竣工しているものについては買い取りを実施し、竣工していないものについては、その工事進捗状況に応じて、町が、買い取り、または撤去させることができるものとする。また、この際、町に生じた損害を請求することができるものとする。

(2) 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、PFI事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ アにおいて、PFI事業者が事業契約を解除した場合、PFI事業者は町に対し、これにより生じた損害を請求することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他、町またはPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及びPFI事業者双方は、事業継続の可否について協議することとする。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、町及びPFI事業者は、事業契約を解約

することができるものとする。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定する。

3 支払手続

(1) 買い取り事業

ア P F I 事業者は、毎年1月上旬までに当該年度において買い取りを請求する浄化槽施設について、報告書を町に提出する。

イ 町は報告書に基づき国に補助申請手続きをする。国からの交付決定通知を受領後、町は買い取り対象とする施設としての確認通知をP F I 事業者に送付する。

ウ P F I 事業者は、確認通知書を受領後、実績報告書を提出する。

エ P F I 事業者は、事業完了報告書を提出し、完了検査を受けた後に、速やかに町に支払請求書を送付する。

エ 町は事業者からの請求書を受領後、5月末日までに、P F I 事業者に支払うものとする。

(2) 維持管理等委託事業

ア P F I 事業者は、毎年度末までに、当該年度において維持管理等業務の対象となった浄化槽施設について、その業務報告書を町に提出する。

イ 町は業務報告書について検査を行なう。

ウ 町の検査に合格後、P F I 事業者は維持管理等委託費請求書を町に提出する。

エ 町はP F I 事業者からの請求書を受領後、5月末日までに、P F I 事業者に支払うものとする。

別紙 1

町と P F I 事業者のリスク分担の基本的な考え方

No	リスクの種類	町	P F I 事業者
事業スキームの構築段階			
1	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 町は右活動に資料提供などで協力	○ 住民説明及び関連する諸費用(会場設営、資料、パンフレット作成等)は P F I 事業者負担
2	町民からの浄化槽設置申請数の目標未達		○ ペナルティ条項に基づき P F I 事業者にてペナルティ発動
3	制度変更等に伴う条例の重要な変更、事業スキームの重要な変更等に起因する事業の遅延、契約解除	○ 国庫補助制度変更等に伴う事業遅延に対しては、インセンティブ・ペナルティ条項発動の弾力的運用、町に起因する契約解除条項などで対応	
4	不可抗力、災害等による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金を P F I 事業者にて支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担
工事から買い取りまでの段階			
5	設置届・工事完了届等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者にて求償可能	○ P F I 事業者が全て責任を負う。

6	工事計画・工事費をめぐる町民とのトラブル処理	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者に求償可能	○ P F I 事業者が全て責任を負う。
7	工事の実施に伴う町民・近隣とのトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者に求償可能	○ P F I 事業者が全て責任を負う。
8	受益者負担金の不納付	○ 町が全て責任を負う。	
9	工事中の自然災害による設備損壊		○ P F I 事業者が全て責任を負う。 P F I 事業者は保険で対応
買い取り後、保守点検・法定検査の段階			
10	保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者に求償可能	○ P F I 事業者が全て責任を負う。
11	保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者に求償可能	○ P F I 事業者が全て責任を負う。

1 2	想定外維持管理費用の発生	トラブルに起因して町が損害を受けた場合は P F I 事業者に求償可能	○ 不可抗力災害時以外、P F I 事業者が全て責任を負う。原因者の特定により遡及可・原因者不明の時は機能保証保険利用可。 不可抗力災害時は、契約に基づき、契約解除可
1 3	使用料の不納付	○ 町が全て責任を負う。不納付者の浄化槽の保守点検費用も町が負担	
1 4	インセンティブ・ペナルティ条項をめぐる紛争発生による費用の発生	それぞれで負担。両者の合意に基づき、第三者による裁定	
(資金調達・支払段階)			
1 5	P F I 事業者の破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者側が負担	
1 6	P F I 事業者の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 町が負担。P F I 事業者に破綻保険への付保を要求	
1 7	P F I 事業者の破綻、契約解除時における債権者への支払		○ P F I 事業者が負担。町への遡及は不可
1 8	町の買い取り時期の遅れ・年度委託費の支払の遅れ	○ 町は P F I 事業者の経過金利負担等の損害を賠償する。	